

## 博士学位論文審査報告書

大学名	早稲田大学		
研究科名	スポーツ科学研究科		
申請者氏名	町田 樹		
学位の種類	博士（スポーツ科学）		
論文題目	アーティスティックスポーツのマネジメントに関する学際的考究の可能性 ーフィギュアスケートを基軸とした創造と享受の文化経済学ー Interdisciplinary Research for Management of Artistic Sports: Focusing on Figure Skating		
論文審査員	主査	早稲田大学教授	松岡宏高 Ph. D. (オハイオ州立大学)
	副査	早稲田大学教授	原田宗彦 Ph. D. (ペンシルバニア州立大学)
	副査	早稲田大学教授	作野誠一 博士 (学術) (金沢大学)
	副査	早稲田大学教授	上野達弘
	副査	学習院女子大学名誉教授	尼ヶ崎彬

研究の概要は以下のとおりである。

本博士論文は、競技において評価対象となる身体運動の中に音楽を伴う表現行為が内在するスポーツを「アーティスティックスポーツ」と定義した上で、こうした競技性と芸術性が併存しているスポーツ文化のマネジメント研究に取り組むものである。中でも、フィギュアスケートに焦点を当て、アーティスティックスポーツをめぐる「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の三者関係を、ラスキンの固有価値論に基づいて捉え直し、アーティスティックスポーツの創造と享受の循環を活性化させるためのマネジメント論を構築していくことを目的としている。

本論文は、多様な学術的視点から検討されているところが特徴であり、主に経営・経済学、法学、芸術学を横断する学際的研究を通じてアーティスティックスポーツのマネジメント論を築き上げることを試みている。そのため、アーティスティックスポーツという身体運動文化の原理を問う第Ⅰ部に続き、アーティスティックスポーツの創造と享受をテーマとした問題に取り組む第Ⅱ部から第Ⅵ部までの合計6部構成となっている。各部の内容は、以下の通りである。

まず、第Ⅰ部は、本博士論文で定義し、研究の対象とした「アーティスティックスポーツ」とはどのような身体運動文化であるのかを、スポーツ哲学やスポーツ美学などの研究手法を用いて解明している。「スポーツ」と「アート」という概念を先行研究の再検討を行いながら整理し、アーティスティックスポーツをその両義的性質を備える身体運動文化と捉えることができることについて論じている。

第Ⅱ部は、アーティスティックスポーツの著作権論として、法学の視座から検討している。従来、アーティスティックスポーツの演技は著作権法による保護の対象として考えられてこなかったが、本論は著作権法学（国際法も含む）の観点から、アーティスティックスポーツを含むスポーツの著作物性を再検討し、同法による保護の対象と認められ得ることを確認し

ている。なお、報告書末尾記載の「本学位申請論文が掲載された学術論文」はこの第Ⅱ部に関わる。

第Ⅲ部は、アーティスティックスポーツの芸術批評論と位置づけ、競技（パフォーマンス）を批評することでその芸術性が再評価されるということについて議論している。アーティスティックスポーツのパフォーマンスを、芸術学および舞踊論の批評理論に基づいて分析し、その芸術性を評釈することで、「芸術」（arts）という広い概念の中におけるアーティスティックスポーツの位置付けを同定すると結んでいる。

第Ⅳ部は、アーティスティックスポーツの市場経済論として、観客の消費行動に着目している。フィギュアスケートイベントの来場者を対象とした質問紙調査を通して、アーティスティックスポーツの観客は、観戦経験を契機として、自らが観たパフォーマンスに利用されている音楽や舞台芸術などを副次的に消費するというユニークな消費行動（「ジャンル間転送」）を起こしていることを確認している。

第Ⅴ部は、アーティスティックスポーツをプロダクトとして捉えて、産業論としての検討を試みている。このスポーツプロダクトの提供に関わる全ての事業者やアクターを一つの産業として捉え、この産業をマクロ的視座から分析し、産業全体の存続可能性について考察している。

最後に、第Ⅵ部では、著作権法、スポーツ法、スポーツ組織論を横断する研究手法によって、アーティスティックスポーツのアーカイブ構築に向けた実務理論と法制度に関する検討を試みている。社会における知的活動としてのアーティスティックスポーツの効果的なマネジメントの構築には「知のインフラ」が不可欠であることを論じている。

以上の通り、本論は従来スポーツ科学の研究領域において着目されてこなかったアーティスティックスポーツという身体運動文化を、主に法学、経営・経済学（スポーツマネジメント、アーツマネジメント、文化経済学）、芸術学の複眼的視座から探究する6つのパートから構成されている。一見すると各パートはそれぞれが独立して関連のないように見えるが、最終的に固有価値論を基盤とした、アーティスティックスポーツの創造と享受の循環を活性化させるマネジメント論として統合され得る。それによって、アーティスティックスポーツに従事するアスリートや実演家の立ち位置、日々生み出されるパフォーマンス（演技）の芸術的価値評定や継承のあり方、スポーツ界と芸術・エンターテインメント界の双方にまたがるアーティスティックスポーツの経済的波及力、アーティスティックスポーツを支える競技団体や産業構造のあり方など、多くの問題があぶり出されてくることが期待される。本博士論文は、そうした諸問題の将来的解決への第一歩を模索する探求として位置づけられる。

本研究は、当申請者が本研究科入学後に取り組んだ研究成果である。研究内容はスポーツ科学領域における高度な専門的知識に基づいており、独創性と学術的意義を十分に有することが認められる。よって、本論文は、博士（スポーツ科学）の学位を授与するに十分値するものと認める。

なお、本学位申請論文の一部（第Ⅱ部）が掲載された学術論文は以下のとおりである。

- ・ 町田樹（2019）著作権法によるアーティスティックスポーツの保護の可能性：振付を対象とした著作物性の画定をめぐる判断基準の検討。日本知財学会誌，16(1)，73-96.